

令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業

被措置児童等虐待及び児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案の把握・検証等のあり方に関する調査研究

児童養護施設等被措置児童等に係る  
重大事案発生時の報告のためのガイドライン  
(案)

令和6年3月

三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社

## < 目 次 >

<b>1 総論</b> .....	<b>1</b>
(1) ガイドラインの目的 .....	1
(2) 「重大事案」の発生報告を求める施設の範囲.....	1
(3) 報告対象とする「重大事案」の範囲と対応.....	2
(4) 本ガイドラインが定めていること.....	3
(5) 他の報告義務との対応関係.....	4
<b>2 報告の手順</b> .....	<b>4</b>
(1) 報告の目的 .....	4
(2) 施設等から都道府県等（児相設置自治体）への報告.....	4
① 報告方法 .....	4
② 報告内容（様式） .....	4
③ 報告ルート .....	5
(3) 都道府県等（児相設置自治体）による消費者安全法に基づく通知.....	5
(4) 都道府県等（児相設置自治体）から施設等への判断結果の通知.....	5
① 通知方法 .....	5
② 通知内容（様式） .....	5
(5) 都道府県等（児相設置自治体）から国への報告.....	5
① 報告方法 .....	5
② 報告内容（様式） .....	5
③ 報告ルート .....	5
(6) 検証結果報告書の都道府県等（児相設置自治体）への提出.....	6
<b>3 報告された情報の活用</b> .....	<b>6</b>

### （資料）

- 様式1 「『重大事案』のおそれのある事案」の発生報告（第1報）
- 様式2 「『重大事案』のおそれのある事案」の発生報告（第2報）
- 様式3 「重大事案のおそれのある事案」についての判断結果の通知
- 様式4 重大事案の発生報告
- 様式5 検証結果報告書の提出届

# 1 総論

## (1) ガイドラインの目的

児童養護施設等で暮らしているこども（以下「被措置児童等」という）の安全・安心な暮らしを保障していくためには、施設職員や自治体職員が、施設等で発生した「重大事案」に迅速・適切に対応するとともに、事後の検証を積み重ね、再発防止や未然防止につなげていくことが必要です。重大事案の発生防止に取り組むことは、こどもの権利を守るだけでなく、職員が安心して働き続けることができる環境を確保する上で重要です。

しかしながら、被措置児童等に関わる施設等や自治体において「重大事案」についての共通の認識や報告基準の定めがないことから、「重大事案」発生時の自治体への報告や対応にあたって、施設等や自治体による対応のばらつきがみられます。また、「重大事案」に対する国への報告ルートがないこともあり、全国規模での「重大事案」の発生状況を把握することができない状況となっています。

そのため、令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業において、「被措置児童等虐待及び児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案の把握・検証等のあり方に関する調査研究」検討委員会を設置し、「重大事案」の範囲や国への報告方法の検討を行い、「児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案発生時の報告のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という）並びに「児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案発生時の対応のためのマニュアル」（以下「マニュアル」という）を作成しました。

被措置児童等に関わる施設等や自治体は、施設等において「重大事案」が発生した場合の対応について、ガイドライン及びマニュアルを活用し、自治体や国への報告を行うとともに、迅速・適切に対応してください。また、「重大事案」発生の背景や課題を明らかにし、再発防止や未然防止につなげてください。

## (2) 「重大事案」の発生報告を求める施設の範囲

「重大事案」の発生報告を求める施設等（以下「施設等」という）は、里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホームとします。

なお、児童相談所を設置している都道府県等（以下「都道府県等（児相設置自治体）」という）において、下記以外の施設を含めて、「重大事案」の報告を求めることを妨げるものではありません。

図表1 「重大事案」の発生報告を求める施設

・ 里親
・ ファミリーホーム
・ 乳児院
・ 児童養護施設
・ 児童心理治療施設
・ 児童自立支援施設
・ 母子生活支援施設
・ 自立援助ホーム

### (3) 報告対象とする「重大事案」の範囲と対応

国への報告対象とする「重大事案」の範囲は、こどもの権利が著しく侵害された事案及びその他の事案とします。施設等からの報告を「重大事案」の再発防止・未然防止につなげていくため、施設等の過失の有無を問わず、施設等の管理下で発生した事案を対象とします。

施設等は下表に示す「重大事案」の範囲を参照し、判断に迷う事案を含めた「『重大事案』のおそれのある事案」が発生した場合、都道府県等（児相設置自治体）に報告してください。

都道府県等（児相設置自治体）は、施設等から「『重大事案』のおそれのある事案」の報告を受理した場合は、必要な情報を収集したうえで、本ガイドラインが定める「重大事案」に該当するかどうかを判断し、判断結果を施設等に通知するとともに、「重大事案」と判断した場合は国に報告してください。

図表2 国への報告対象とする「重大事案」の範囲

こどもの権利が著しく侵害された事案	<ul style="list-style-type: none"><li>・死亡事案（事故、病気、自死など）</li><li>・治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（後遺障害を伴うものも含む）</li><li>・施設等入所中のこども間において発生した問題行為（いじめ、暴力、性問題等）により権利侵害を受け、被害が重篤なもの</li><li>・その他 （例）こどもの安否や所在が不明な事案</li></ul>
その他の事案	<ul style="list-style-type: none"><li>・こどもが犯した罪により、刑法犯として家庭裁判所から検察庁へ逆送となった事案（罰金刑は除く）</li></ul>

報告対象とする「重大事案」の範囲については、本ガイドラインの運用状況を踏まえて、必要に応じて見直すこととします。

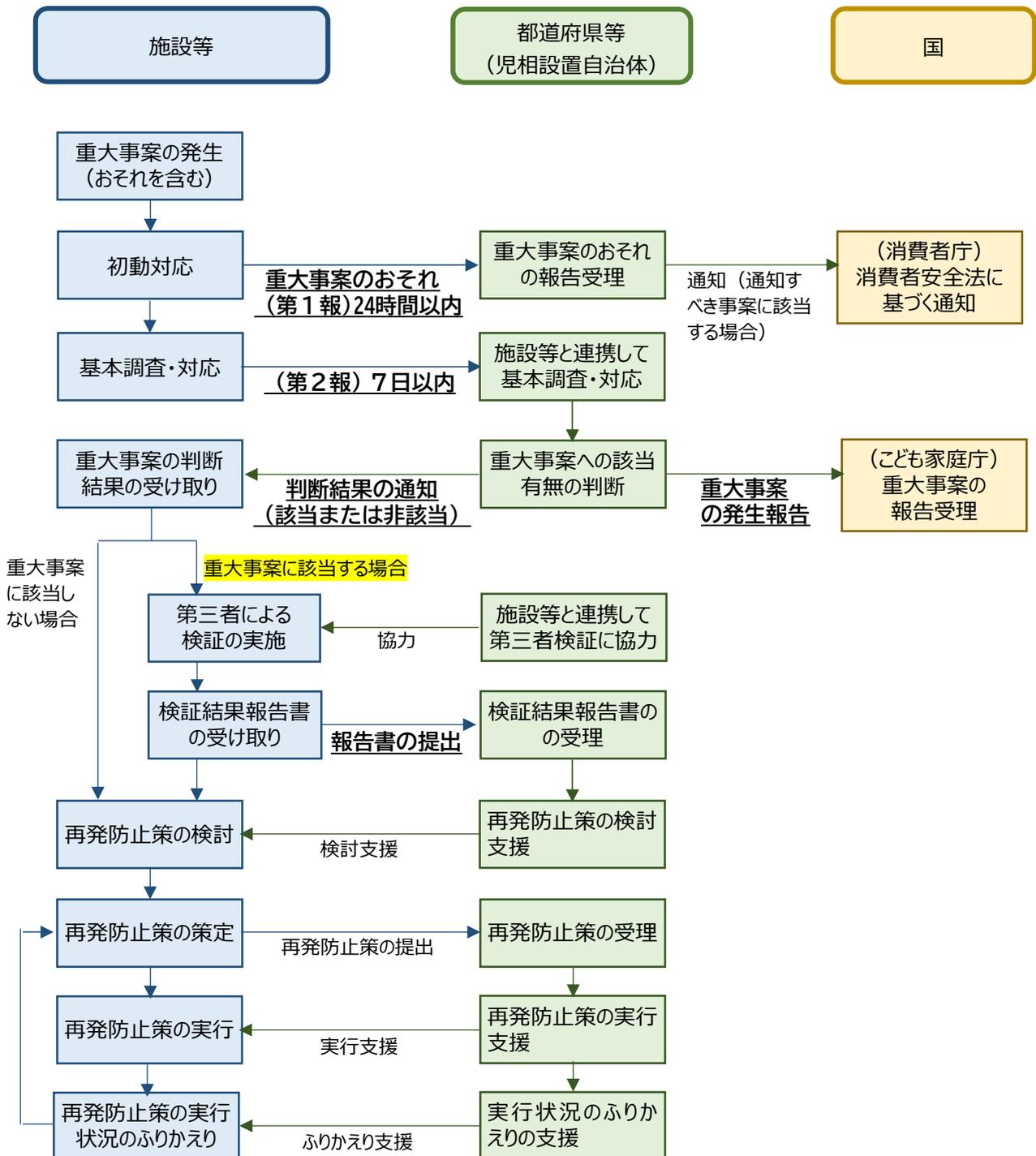
都道府県等（児相設置自治体）が定めている報告事項において、上記に示す事案が含まれていない場合は、報告対象の範囲の見直しをお願いします。なお、都道府県等（児相設置自治体）において、上記以外の対象を含めて、報告を求めることを妨げるものではありません。

#### (4) 本ガイドラインが定めていること

本ガイドラインでは、以下に示す「『重大事案』のおそれのある事案」発生から報告・対応の流れにおける「施設等から都道府県等（児相設置自治体）への報告」及び「都道府県等（児相設置自治体）から国（こども家庭庁）への報告」の方法と、都道府県等（児相設置自治体）が判断結果を施設等に通知する方法、施設等が第三者による検証結果報告書を受け取った場合に、都道府県等（児相設置自治体）に提出する方法を定めることとします。

図表3 「『重大事案』のおそれのある事案」発生から報告・対応の流れ

(図中の太字が本ガイドラインで定めていること)



## (5) 他の報告義務との対応関係

施設等は、感染症の発生報告や災害時の被災状況の報告など、他の報告義務の定めがある場合は、各報告義務に沿って都道府県等（児相設置自治体）に報告してください。

なお、都道府県等（児相設置自治体）が独自に定める報告手順が、本ガイドラインに定める「重大事案」の範囲、報告内容、報告期限と同様となっている場合は、施設等における負担軽減の観点から、施設等から都道府県等（児相設置自治体）への報告にあたっては、都道府県等（児相設置自治体）が定める報告手順を用いてよいこととします。

## 2 報告の手順

---

### (1) 報告の目的

児童養護施設等で暮らしている子ども（以下「被措置児童等」という）の安全・安心な暮らしを保障していくためには、施設職員や自治体職員が、施設等で発生した「重大事案」に迅速・適切に対応するとともに、事後の検証を積み重ね、再発防止や未然防止につなげていくことが必要です。

そのために、施設等において「『重大事案』のおそれのある事案」が発生した場合に、施設等が都道府県等（児相設置自治体）へ報告する手順を定めます。また、都道府県等（児相設置自治体）が「重大事案」であると判断した場合に、都道府県等（児相設置自治体）が国（子ども家庭庁）に報告する手順等を定めます。

### (2) 施設等から都道府県等（児相設置自治体）への報告

#### ①報告方法

施設等は、「『重大事案』のおそれのある事案」を把握した場合、24時間以内に、都道府県等（児相設置自治体）に第1報を行います。（様式1を活用）

第1報の報告後、施設等は、事実確認を行い、情報を整理したうえで、7日以内に、都道府県等（児相設置自治体）に第2報を行います。（様式2を活用）

事実確認や情報の整理にあたっては、「マニュアル」に記載している方法（基本調査）を適宜参照してください。なお、7日以内に第2報の作成が終えられない見通しの場合は、第2報を提出したうえで、都道府県（児相設置自治体）とそれ以後の報告のタイミングや内容について協議し、見通しを共有してください。

#### ②報告内容（様式）

様式のとおり。

様式1 「『重大事案』のおそれのある事案」の発生報告（第1報）

様式2 「『重大事案』のおそれのある事案」の発生報告（第2報）

別紙に定める内容を含む場合、都道府県等（児相設置自治体）が定める報告様式を用いてもよいこととします。

### ③報告ルート

施設等は、各都道府県が定める報告先に電子メール等にて報告します。  
緊急対応を要する場合などは、電話等も活用して報告してください。

都道府県等（児相設置自治体）は、報告を受ける方法を定め、施設等に周知してください。

## (3) 都道府県等（児相設置自治体）による消費者安全法に基づく通知

施設等から「『重大事案』のおそれのある事案」の報告を受けた都道府県等（児相設置自治体）は、「消費者事故等の通知の運用マニュアル」を参照し、消費者安全法第12条の規定に基づく消費者庁に通知すべき事案に該当するかどうかを判断し、該当する場合は、同マニュアルに定める方法により、消費者庁に報告（消費者安全法に基づく通知）してください。

## (4) 都道府県等（児相設置自治体）から施設等への判断結果の通知

### ①通知方法

都道府県等（児相設置自治体）は、施設等から「『重大事案』のおそれのある事案」の報告を受理した場合、必要な情報を収集したうえで、本ガイドラインが定める「重大事案」に該当するかどうかを判断し、判断結果を施設等に通知します。

### ②通知内容（様式）

様式のとおり。

様式3 「重大事案のおそれのある事案」についての判断結果の通知

## (5) 都道府県等（児相設置自治体）から国への報告

### ①報告方法

都道府県等（児相設置自治体）は、施設等から「『重大事案』のおそれのある事案」の報告について、本ガイドラインが定める「重大事案」に該当すると判断した場合、国が定めるタイミング、様式にて国に報告してください。

### ②報告内容（様式）

様式のとおり。

様式4 重大事案の発生報告

### ③報告ルート

都道府県等（児相設置自治体）は、こども家庭庁が定める報告先に電子メールにて報告します。

## (6) 検証結果報告書の都道府県等（児相設置自治体）への提出

「『重大事案』のおそれのある事案」を都道府県等（児相設置自治体）に報告し、「重大事案」に該当するとの通知を受け取った施設等は、「マニュアル」に記載している方法を適宜参照し、第三者による検証を行い、受け取った「検証結果報告書」を都道府県等（児相設置自治体）に速やかに提出します。

（提出するもの）

様式5 検証結果報告書の提出届

施設等から受理した検証結果報告書

## 3 報告された情報の活用

---

施設等から報告された情報については、都道府県等（児相設置自治体）で集約・整理し、「重大事案」の再発防止のための資料として活用します。

都道府県等（児相設置自治体）において、「重大事案」として公表する際には、関わる子どもや他の子どもへの影響に配慮した上で適切に行ってください。

## 「『重大事案』のおそれのある事案」の発生報告（第1報）

●●市●●課様

報告日 2024年3月10日

施設種類（プルダウンから選択）	児童養護施設	報告者名	●●●●
施設名	●●苑	報告者役職	事務局長
施設所在地	●●市●●●●丁目●番●号	電話番号（施設）	(XXX) XXX-XXXX
法人名	社会福祉法人●●	緊急連絡先（携帯電話）	(XXX) XXXX-XXXX
施設長名	●●●●	メールアドレス（施設）	●●@●●●●

『重大事案』のおそれのある事案が発生しましたので、報告します。（第1報）

## 1. 『重大事案』のおそれのある事案の区分

こどもの権利が著しく侵害された事案	<input type="radio"/>	死亡事案（事故、病気、自死など）
	<input type="radio"/>	治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（後遺障害を伴うものも含む）
	<input type="radio"/>	施設等入所中の子ども間において発生した問題行為（いじめ、暴力、性問題等）により権利侵害を受け、被害が重篤なもの
	<input type="radio"/>	その他（例）こどもの安否や所在が不明な事案
その他の事案	<input type="radio"/>	こどもが犯した罪により、刑法犯として家庭裁判所から検察庁へ逆送となった事案（罰金刑は除く）

※該当する区分に○を記入（プルダウンから選択）

## 2. 『重大事案』のおそれのある事案の概要

発生日時（発覚日時）	2024年3月10日 8:00頃		
発生場所	●●苑 駐車場		
事案の概要 ※関係する子ども等の氏名、年齢（学年）、性別、措置児相を記載してください。 ※概要は、「だれが」「なにを」「どのように」したことで「だれが」「どうなったのか」を報告してください。	職員（●●）が運転する自動車（バック操作中）に、児童●●●●（9歳（小3）、女性、●●児相）がひかれ、死亡した。		
事案の対応状況 ※発生時の緊急対応状況のみ概要で報告	3月10日	8:10	救急車の出動を要請し、●●病院へ搬送される
	3月10日	8:10	●●警察署へ連絡
	3月10日	8:10	●●市●●課へ電話で連絡。出勤前で職員不在のため、緊急連絡先（携帯）に電話。
	3月10日	8:40	措置元の●●児相へ連絡（担当者●●）
	3月10日	11:00	保護者Cから施設長に折り返しの電話があり、状況を報告
	3月10日	13:00	児童Aが死亡

（※）セル内での改行は、「Alt+改行キー」で行ってください。

## 3. その他連絡事項

その他連絡事項 ※必要に応じて記載	
----------------------	--

## 「『重大事案』のおそれのある事案」の発生報告（第2報）

●●市●●課	様	報告日（第1報）	2024年3月10日
		報告日（第2報）	2024年3月17日

施設種類（プルダウンから選択）	児童養護施設	報告者名	●●●●
施設名	●●苑	報告者役職	事務局長
施設所在地	●●市●●●●丁目●番●号	電話番号（施設）	(XXX) XXX-XXXX
法人名	社会福祉法人●●	緊急連絡先（携帯電話）	(XXX) XXXX-XXXX
施設長名	●●●●	メールアドレス（施設）	●●@●●●●

『重大事案』のおそれのある事案について、報告します。（第2報）

## 1. 『重大事案』のおそれのある事案の区分

こどもの権利が著しく侵害された事案	<input type="radio"/>	死亡事案（事故、病気、自死など）
	<input type="radio"/>	治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（後遺障害を伴うものも含む）
	<input type="radio"/>	施設等入所中のこども間において発生した問題行為（いじめ、暴力、性問題等）により権利侵害を受け、被害が重篤なもの
	<input type="radio"/>	その他（例）こどもの安否や所在が不明な事案
その他の事案	<input type="radio"/>	こどもが犯した罪により、刑法犯として家庭裁判所から検察庁へ逆送となった事案（罰金刑は除く）

※該当する区分に○を記入（プルダウンから選択）

## 2. 『重大事案』のおそれのある事案の概要

発生日時（発覚日時）	2024年3月10日 8:00頃
発生場所	●●苑 駐車場
事案の概要	職員（●●）が運転する自動車（バック操作中）に、児童●●●●（9歳（小3）、女性、●●児相）がひかれ、死亡した。

## 3. 事案の関係者

区分	氏名	年齢	性別	備考（こどもの特性、措置児相など）
被害者	●●●●	9	女性	●●児相
加害者	●●●●	28	女性	●●苑職員（●年目）

## 4. 事案対応の状況

事案の発生経緯・原因	駐車場には普段は児童はいない。職員が急に外出することになり、急いでいたため、後方を十分に注意することなく、車を動かしたところ、児童をはねてしまった。児童が駐車場にいた理由は不明。	
事案に対する施設、職員の対応	事故を目撃した職員2名への聞き取りを行った。事故への対応や事故を起こした職員の代替要員確保のため、法人本部から●●を1名、●●を1名●●苑に派遣して、業務にあたっている。	
報告時点での児童の状況	職員が児童を死亡させてしまったことから、子ども及び職員に対する心のケアを行うため、●●と連携して、カウンセリングをしている。	
保護者への連絡状況	事故当日に連絡をとり、施設長から謝罪をした。●月●日の通夜、●月●日の告別式に、法人代表及び施設長が参列した。	
関係機関への連絡状況 （プルダウンから選択）	警察	事故直後に●●警察署に通報。現場検証を行った。●月●日から駐車場を利用することができる。
	学校	通っていた●●小学校に当日●時に連絡。同級生への心のケアは学校が行っている。
	児童相談所	措置元の●●児相に連絡。

## 5. その他連絡事項

その他連絡事項 ※必要に応じて記載	
----------------------	--

## 「『重大事案』のおそれのある事案」の判断結果の通知

●●苑 様

通知日	2024年3月17日
担当課	●●●市●●●課
役職・氏名	●● ●●●●
電話番号	(XXX) XXX-XXXX
メールアドレス	●●@●●●●●

2024年3月10日 に受理した『重大事案』のおそれのある事案につき、以下の通り、判断したので通知します。

## 1. 『重大事案』のおそれのある事案の区分

こどもの権利が著しく侵害された事案	<input type="radio"/>	死亡事案（事故、病気、自死など）
	<input type="radio"/>	治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（後遺障害を伴うものも含む）
	<input type="radio"/>	施設等入所中のこども間において発生した問題行為（いじめ、暴力、性問題等）により権利侵害を受け、被害が重篤なもの
	<input type="radio"/>	その他（例）こどもの安否や所在が不明な事案
その他の事案	<input type="radio"/>	こどもが犯した罪により、刑法犯として家庭裁判所から検察庁へ逆送となった事案（罰金刑は除く）

※該当する区分に○を記入（プルダウンから選択）

## 2. 『重大事案』のおそれのある事案の概要

発生日時（発覚日時）	2024年3月10日 8:00頃
発生場所	●●苑 駐車場
事案の概要	職員（●●）が運転する自動車（バック操作中）に、児童●●●●（9歳（小3）、女性、●●児相）がひかれ、死亡した。

## 3. 判断結果（「児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案発生時の報告のためのガイドライン」に定める重大事案への該当の有無）

判断結果	<input type="radio"/>	「ガイドライン」に定める重大事案に該当する と判断します。
	<input type="radio"/>	「ガイドライン」に定める重大事案に該当しない と判断します。
判断した理由		施設の管理下において被措置児童が死亡した事故であるため。

## 4. その他連絡事項

その他連絡事項 ※必要に応じて記載		「ガイドライン」に定める重大事案に該当するため、再発防止に向けて、第三者による検証を実施してください。検証にあたっては、●●課（担当●●）が支援しますので、相談してください。
----------------------	--	---

## 児童養護施設等被措置児童等に係る「重大事案」の発生報告

こども家庭庁 支援局 家庭福祉課 様

報告日	2024年3月28日
担当課	●●●市●●課
役職・氏名	●● ●●●●
電話番号	(XXX) XXX-XXXX
メールアドレス	●●@●●●●●

「児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案発生時の報告のためのガイドライン」に定める重大事案が発生したので報告します。

## 1. 『重大事案』の区分

重大事案の区分		主な要因（プルダウンから選択）		補足（その他を選んだ場合）
こどもの権利が著しく侵害された事案	死亡事案（事故、病気、自死など）	事故		
		病気		
		自死		
		その他※		
	治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（後遺障害を伴うものも含む）	事故		
		自死未遂		
		その他※		
	施設等入所中のこども間において発生した問題行為（いじめ、暴力、性問題等）により権利侵害を受け、被害が重篤なもの	いじめ		
		暴力		
		性問題		
		その他※		
	その他 （例）こどもの安否や所在が不明な事案	その他※		
その他の事案	こどもが犯した罪により、刑法犯として家庭裁判所から検察庁へ逆送となった事案（罰金刑は除く）	逆走		

## 2. 「重大事案」の概要

重大事案が発生した施設等	施設区分	児童養護施設
	施設名	●●苑
	法人名	社会福祉法人●●
発生日時（発覚日時）	2024年3月10日 8:00頃	
発生場所	●●苑 駐車場	
事案の概要	職員（●●）が運転する自動車（バック操作中）に、児童●●●●（9歳（小3）、女性、●●児相）がひかれ、死亡した。	

## 3. 「重大事案」と判断した理由

「重大事案」と判断した理由	施設の管理下において被措置児童が死亡した事故であるため。
---------------	------------------------------

## 4. 第三者検証の実施予定

第三者検証の実施予定	実施する予定
	実施しない → 実施しない理由を記入

## 5. その他連絡事項

その他連絡事項 ※必要に応じて記載	
----------------------	--

## 「重大事案」に関わる第三者検証の結果報告の提出

●●市●●課 様

提出日 2024年3月10日

施設種類 (プルダウンから選択)	児童養護施設	報告者名	●●●●
施設名	●●苑	報告者役職	事務局長
施設所在地	●●市●●●●丁目●番●号	電話番号 (施設)	(XXX) XXX-XXXX
法人名	社会福祉法人●●	緊急連絡先 (携帯電話)	(XXX) XXXX-XXXX
施設長名	●●●●	メールアドレス (施設)	●●@●●●●

下記の「重大事案」の再発防止に向けた第三者検証による報告書を受領しましたので、報告書を提出します。

## 1. 『重大事案』のおそれのある事案の区分

こどもの権利が著しく侵害された事案	<input type="radio"/>	死亡事案 (事故、病気、自死など)
	<input type="radio"/>	治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等 (後遺障害を伴うものも含む)
	<input type="radio"/>	施設等入所中のこども間において発生した問題行為 (いじめ、暴力、性問題等) により権利侵害を受け、被害が重篤なもの
	<input type="radio"/>	その他 (例) こどもの安否や所在が不明な事案
その他の事案	<input type="radio"/>	こどもが犯した罪により、刑法犯として家庭裁判所から検察庁へ逆送となった事案 (罰金刑は除く)

※該当する区分に○を記入 (プルダウンから選択)

## 2. 「重大事案」の概要

発生日時 (発覚日時)	2024年3月10日 8:00頃
発生場所	●●苑 駐車場
事案の概要	職員 (●●) が運転する自動車 (バック操作中) に、児童●●●● (9歳 (小3)、女性、●●児相) がひかれ、死亡した。

## 3. その他連絡事項

その他連絡事項 ※必要に応じて記載	
----------------------	--